

交流プラザ整備事業に伴う建設発生土の受入れに関する覚書

江田島市長を「甲」、〇〇 〇〇を「乙」として覚書を締結する。

第1条 乙は建設発生土の搬出（住所：江田島市江田島町切串一丁目 10520 番地 1 ほか）を行うものとする。ただし、他の公共事業（以下「公共事業」という。）で必要となった場合、公共事業への搬入を優先するものとする。

第2条 甲は、覚書締結後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、又は他の応募者への搬入が明らかにコスト的に有利な場合は、そちらへの搬入を優先するため、申込み時の搬入量を保証することはできない。この場合は、乙において別途調整するものとする。

第3条 乙は、搬入土の土質的条件及び搬入土に関するその他条件を指定しないものとする。なお、搬入前に甲乙立合いのもと、搬入土に産業廃棄物等が混入していないことを確認するものとする。

第4条 乙は、甲以外からの搬入土を受け入れる場合、あらかじめ甲に協議するものとする。なお、乙は甲以外から搬入土を受け入れる場合は、産業廃棄物、汚染土壌等を含む土砂を受け入れてはならない。

第5条 建設発生土搬入に対して、搬入路・待避路が必要な場合は、甲乙協議の上、整備するものとする。その際、土地の買収・借地が必要な場合は、乙の責任と負担により必要な用地を確保するものとする。

第6条 乙は、甲による搬入土の搬入開始日までに周辺住民・事業所等に対し建設発生土の受入れ、期間等を周知して周辺住民等の協力を得るものとし、搬入期間内に苦情・問合せ等があった場合は誠意をもって乙が対応する。

第7条 搬入期間内の苦情等について、乙の周知不足が原因である場合、甲は土砂搬入の中止を命じることができるものとする。

第8条 乙は、発生土搬入までに支障となる物件等の移設解体、立木の伐採・伐根及び除草を行うものとし、それらの処分は乙の責任と負担により適正に処理するものとする。

第9条 建設発生土の搬入に伴い、搬入土砂の流出防止策、流末の処理、水抜き対策、法面保護その他の対策が必要となった場合は、乙の責任と負担により適正に処理するものとする。

第10条 建設発生土の運搬は、甲が行うものとする。ただし、甲乙協議にとり、乙が運搬を行うことが妥当と判断される場合は、乙の負担において実施することができるものとする。

第11条 甲は、埋土の転圧及び締固めは行わない。このため、転圧又は締固めが必要な場合は、乙の負担により実施するものとする。

第12条 乙が建設発生土の敷きならし、転圧又は締固めを行う場合は、甲の搬入計画に支障とならないよう調整を行うものとする。なお、搬入計画に支障を及ぼすと認められる場合は、搬入予定量に達していなくとも搬入を中止する場合がある。

第13条 乙は、建設発生土搬入に支障をきたさないよう敷地内の運営管理を行い、疑義等が生じた場合は、速やかに対応しなければならない。

第14条 乙は、甲から受け入れた建設発生土を営利目的に使用し、又は、他の箇所に搬出してはならないものとする。このことは、搬入完了後においても同様とする。

第15条 乙は、不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、建設発生土の利用を行うことはできないものとする。万一不正な行為が発覚した場合には、甲は土砂搬入の即刻中止を命じるとともに、警察等関係機関に通報するものとする。

第16条 工事車両等の搬入口及び出口については、甲乙協議の上必要に応じて交通整理員を配置し、通行車両等の安全を確保する対策を講じるものとする。

第17条 乙は、建設発生土の搬入が完了した場合は、速やかに別紙確認書を甲に提出するものとする。

第18条 関係法令上、申請や届出が必要な場合は、乙の責任と負担により手続を行うものとする。

(雑則)

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(附則)

この覚書は、令和 年 月 日から実施する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 江田島市

江田島市長 明岳 周作

(乙)